

被 処 分 者	認定番号	京都府公安委員会 第94号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	三葉代行
	主たる営業所が 所在する市町村	京丹後市
処分年月日		令和6年10月9日
処分内容		指示処分
処分理由		損害賠償措置義務違反
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条、同法第22条第2項
処分を行った都道府県		京都府